

**和泉市マイナンバーカード交付事務等業務委託
に係る公募型指名競争入札(郵便入札)実施要領**

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

和泉市マイナンバーカード交付事務等業務委託

(2) 業務内容

マイナンバーカード交付事務等関連業務とし、細部の仕様については、別紙「和泉市マイナンバーカード交付事務等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める業務とします。

なお、委託業務に制度変更又は手順変更等があった場合においては、業務委託料の範囲内で委託者受託者協議の上、その内容を変更するものとします。

(3) 実施期間

契約予定日	令和 8 年 6 月 4 日(木)
業務準備(引継ぎ)期間	契約日から業務開始日前日まで (※)
業務開始日	令和 8 年 7 月 1 日(水)
業務終了日	令和 9 年 3 月 31 日(水)

※新たに受託する者は、本業務の開始日前日(開庁日)までに、現行の受託事業者から業務の引継ぎを受けなければなりません。なお、その業務準備(引継ぎ)期間における費用は、新たに受託する者の負担とします。

(4) 実施場所

和泉市役所内、和泉シティプラザ出張所内、その他出張申請等に係る市が指定した場所

(5) 入札予定価格及び入札比較価格

入札予定価格 56,088,900 円 (消費税及び地方消費税を含む額)

入札比較価格 50,989,909 円 (消費税及び地方消費税を含まない額)

※積算にあたっては、上記の入札比較価格を超過しないこと。

※入札に当たっては、『入札書に見積内訳書を同封』すること。

※業務の詳細については、仕様書を参照すること。

(6) 保証金

1. 入札保証金

あらかじめ入札参加申請をして市長の指名を受けた入札参加希望者は、前 5 号の入札予定価格の 100 分の 5 に相当する額を委託者が指定する方法及び期日までに納付するものとします。

ただし、和泉市財務規則第 90 条各号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

2. 契約保証金

落札者は、契約締結に際し、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を納付するものとします。

ただし、和泉市財務規則第 104 条各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除するものとします。

(7) 契約方法

電子契約(原則)

(8) 仕様書等関係図書配布等

配布期間 入札公告から令和8年5月28日(木)

配布方法 下記の和泉市公式ホームページからダウンロードしてください。

■和泉市公式ホームページ

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/siminseikatubu/siminka/osirase/23314.html>

■配布図書等

1. 和泉市マイナンバーカード交付事務等業務委託に係る公募型指名競争入札(郵便入札)実施要領(以下「本要領」という。)
2. 仕様書
3. 契約書案
4. 公募型指名競争入札参加申請書(様式1)(以下「入札参加申請書」という。)
5. 実績報告書(様式2)
6. 暴力団排除に関する誓約書(様式3)
7. 和泉市マイナンバーカード交付事務等業務委託に係る質疑書(様式4)(以下「質疑書」という。)
8. 入札書(様式5)※入札額の見積書及び見積内訳書を同封すること。
9. 辞退届(様式6)
10. 郵便入札関連資料

(9) 担当部署

〒594-8501

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所市民生活部市民室市民グループ マイナンバーカード担当

TEL 0725-99-8117

E-mail mn_itaku@city.osaka-izumi.lg.jp

2. 入札参加資格要件

入札参加申請書の提出日において、次に掲げる1.～10.全ての要件を満たす者としします。

1. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものでない者
2. 指名停止措置要領等に基づく入札参加指名停止及び指名回避の措置を受けていない者
3. 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続きの開始の申し立てがなされていない者
4. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立てがなされていない者
5. 和泉市暴力団排除条例第8条第1項第2号及び和泉市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する入札参加への排除措置を受けていない者
6. 入札参加申請書の提出日において国税及び地方税、その他公租公課に該当する税の未納がない者
7. 直近5年以内に通算2年以上の同種業務又は類似業務の契約履行実績を有し、本業務を遂行するにあたり十分な能力を有する者で、仕様書に基づき信義に従い誠実に業務を履行できる者
8. 適正な人員配置を行い、仕様書に基づく業務を確実に履行できる者
9. 個人情報保護法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、その他関連法令並びに本市条例等をよく理解し、本市の施策に準じた措置を講じることができる者
10. プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。また、契約期間中は継続すること。

3. 入札参加申請に係る事項

入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出するものとします。

1. 提出書類

- ①公募型指名競争入札参加申請書(様式1)
- ②実績報告書(様式2)
- ③暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- ④会社概要(形式は任意)

(例)

ア) 本社所在地/本市を担当する支所等の所在地/電話番号及びE-mail
イ) 担当部署、担当者名
ウ) 法人印鑑(登録)証明書(3か月以内のもの、写し可)
エ) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(3か月以内のもの、写し可)
オ) 決算報告書一式(直近のもの、写し可)
カ) 業務内容と組織図(支店(支所)、営業所等)

- ⑤プライバシーマークの付与認定又はプライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していることを証明する書類の写し

- ⑥担当者の名刺

※ただし、令和6・7年度和泉市入札参加有資格登録事業者においては、③、⑤の提出は不要

2. 提出期限 令和8年5月12日(火)必着

3. 提出方法 (入札参加申込書在中)と明記のうえ、
「一般書留」・「簡易書留」・「レターパックプラス(赤色)」のいずれかで郵送

4. 提出先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市役所市民生活部市民室市民グループ マイナンバーカード担当

4. 入札参加資格に係る事項

上記3.の入札参加申請書の提出があった者について、次のとおり入札参加資格の有無を通知します。

1. 通知書類

公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書(以下「通知書」という。)

2. 通知日

令和8年5月13日(水)15時まで

3. 通知方法

担当部署【E-mail(mn_itaku@city.osaka-izumi.lg.jp)から、入札参加申請書に記載された「E-mail」宛てに結果通知を送信いたします。受信後は直ちに受信確認の旨、返信してください。なお、原本(紙)については追って申請者に送付いたします。

5. 質疑書に係る事項

入札参加有資格の通知を受けた者は、本要領及び仕様書等入札に係る質疑について、質疑の有無に関わらず質疑書(様式4)を提出するものとします。

1. 提出方法

本要領及び仕様書を熟読の上、質疑があれば、わかりやすく記入してください。質疑のない場合は、「質疑事項なし」と記入してください。下の提出日、所在地、商号又は名称等を書き漏れがないか、確認のうえ提出してください(押印不要)。

2. 提出期間

入札参加有資格確認後から令和8年5月19日(火)16時まで

3. 提出方法

担当部署のE-mail(mn_itaku@city.osaka-izumi.lg.jp)へ送信してください。

※質疑書の受信後は、本市から受信確認メールを送信いたします。

※受信容量は10MBまでのため、添付ファイルの容量に注意してください。

4. 回答書の通知

回答日時 令和8年5月20日(水)17時まで

回答方法 入札参加有資格者全員のE-mailアドレスに担当部署のE-mailアドレス(mn_itaku@city.osaka-izumi.lg.jp)から一斉に回答書を送信いたします。

※なお、本入札期間中に、入札に係る留意事項等が発生した場合は回答書への記載をもって連絡する場合があります。

6. 入札に係る事項

入札方法は、次のとおりとしますので、熟読の上、確認して入札してください。

1. 本入札は、郵便入札にて執り行う。
2. 入札参加有資格者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得（以下「郵便入札参加者心得」という。）を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日（下記8の. 配達指定日に入札書等（見積書及び見積内訳書を含む）が到達するよう郵送すること。
3. 入札参加有資格者の中から入札立会人を2名、委託者（市）が選任し、選任された者は立ち会うこととします。立会人の選任方法等については、別紙「郵便入札実施要綱」・「郵便入札について」を参照してください。なお、立会人に選任されていない他の入札参加有資格者の傍聴は可とする。
4. 入札書等記入
 - ①入札書（様式5）には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、必要な諸経費の一切を含めた金額（消費税及び地方消費税を除く）を記入すること。
 - ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額（ただし、端数は円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ③入札書には、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は実印を鮮明に押印すること。
 - ④入札額においては、その見積書及び見積内訳書（合計が入札額と同額であること。）を要領9. 入札書の提出方法、及び別添「郵便入札について」による入札書等郵便指定封筒に同封すること。
5. 入札書は、複数枚提出できないものとする。

7. 入札書の提出方法

(1) 入札に係る郵便書類

①入札書(様式5)-指定様式

「1. 公募型指名競争入札に付する事項(8)仕様書等関係図書配布等」のとおり、市のホームページから指定様式をダウンロードしてください。（和泉市公式ホームページ <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/siminseikatubu/siminka/osirase/23314.html>）

②入札額の見積書及び見積内訳書(様式の指定はありません。)

(2) 入札に係る郵便方法

入札書等郵便指定封筒（仕様書等関係図書配布等の「指定封筒の作成について」確認）に上記(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送してください。なお、郵送費用については入札参加有資格者の負担となります。

①次のいずれかの方法で郵送

ア、一般書留

イ、簡易書留

②次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること

ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が「午前8時から正午まで」であること）

記入方法、封緘については、指定のとおり案件名・押印等は必ず確認してください。

(3)入札の辞退

入札の辞退においては、配達指定日までに担当部署（和泉市市民生活部市民室市民グループ）に辞退届（様式6）を提出してください。

8. 配達指定日

令和8年5月27日（水）

※配達時間帯指定郵便の場合は（配達時間帯の区分が「午前8時から正午まで」であること）

※「7. 入札書の提出方法」の要件を満たさない入札及び指定日以外に到着した入札は無効とします。

9. 開札に係る事項

開札方法は、次のとおりとします。

1. 開札の立会は、入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任し、選任された場合は立ち会うものとする。なお、立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」のとおりとする。
2. 選任された入札立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。
3. 入札立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
4. 開札時になっても入札立会人が全て参集しないときは、当該入札事務執行者以外の職員が立会い、開札する。
5. 入札立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名・押印しなければならない。
6. 入札参加者は、1業者1名に限り開札を傍聴することができる。
7. 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。この場合において、入札立会人の中から選定し、抽選を行うものとする。
8. 落札者の決定
入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ず、当該入札参加者が選定した入札立会人により抽選を行うものとする。
9. 入札（開札）回数は1回とする。

10. 開札の日時及び場所

(1)日時

令和8年5月28日（木）10時開札

(2)場所

和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 別館1階 1-1 会議室

11. 入札の無効及び失格並びに入札の延期又は中止に関する事項

(1) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- ③ 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- ④ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- ⑤ 入札書（様式5）の金額と同封の見積書及び見積内訳書の合計額が同一でない入札
- ⑥ 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- ⑦ 入札書記載の金額を訂正した入札
- ⑧ 「6. 入札に係る事項」によらない入札
- ⑨ 「7. 入札書の提出方法」によらない方法で入札書等を提出した入札
- ⑩ 「8. 配達指定日」に指定する日以外の日に到達した入札（(3)の規定により、入札を延期した場合

を除く。)

- ⑨ 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん（割印）のないもの
- ⑩ 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するもの
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札されたもの

(2) 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- ①入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ②入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- ③入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- ④事前公表された入札比較価格を上回る価格の入札
- ⑤その他入札執行者において失格と認めた入札

(3) 入札の延期、中止

郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約保証金

要（和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除とする）

(2) 契約の締結

①落札者は、落札決定日の翌日から起算して7日以内に入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（ただし、端数は円未満切捨て）で契約しなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

委託者は、受託者から業務委託完了報告書等の提出を受け、委託者の検査に合格後、受託者の適正な請求に基づき契約書に基づき、毎月完了払いとする。（仕様書及び契約書参照のこと。）

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則、その他関係法令等

1 3. 入札及び契約締結に係るスケジュール

項目	日程等
公募の公表・入札図書配布	令和8年4月22日（水）
入札参加申請受付開始	令和8年4月22日（水）
入札参加申請受付終了	令和8年5月12日（火）
指名結果通知（メール及び通知書送付）	令和8年5月13日（水） 15時まで
質疑書受付期限	令和8年5月19日（火） 16時まで
質疑書回答期限	令和8年5月20日（水） 17時まで
郵便入札到達指定日	令和8年5月27日（水）
入札日（郵便入札）	令和8年5月28日（木） 10時開札
契約締結予定日	令和8年6月4日（木） 電子契約

1 4. 問い合わせ先・提出先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市民生活部市民室 市民グループ マイナンバー担当

TEL:0725(99)8117

FAX:0725(40)2306

E-mail: mn_itaku@city.osaka-izumi.lg.jp

〈参考〉

和泉市財務規則(入札保証金及び契約保証金)抜粋

(入札保証金の額)

第 88 条 施行令第 167 条の 7 第 1 項の規定により納付させる入札保証金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上とする。

- (1) 財産の売払いに係る入札 最低制限価格の 100 分の 3 に相当する額
- (2) 予定数量を定めている単価契約に係る入札 入札予定金額に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 5 に相当する額
- (3) 長期継続契約(法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。)に係る入札 入札予定金額を 1 年当たりの額に換算した額の 100 分の 5 に相当する額
- (4) 前 3 号に掲げるもの以外の入札 入札予定金額の 100 分の 5 に相当する額

(入札保証金の納付)

第 89 条 市長は、前条に規定する入札保証金を現金又は第 112 条各号に掲げる有価証券で納めさせなければならない。

2 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札保証金納付書により入札保証金を会計管理者に納めさせるものとする。

3 会計管理者は、前項の規定により入札保証金を納付した者に、入札保証金納付済書を交付しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、公有財産等売却システムにより行う一般競争入札の場合の入札保証金の納付については、市長が別に定める。

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の帰属等)

第 95 条の 2 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属する。

2 第 90 条第 2 号又は第 3 号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

- (1) 予定数量を定めている単価契約に係る入札 落札金額に予定数量を乗じて得た額
- (2) 長期継続契約に係る入札 落札金額を 1 年当たりの額に換算した額
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の入札 落札金額

(契約保証金の額)

第 102 条 施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定により納付させる契約保証金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。

- (1) 予定数量を定めている単価契約 契約金額に予定数量を乗じて得た額
- (2) 長期継続契約 契約金額を 1 年当たりの額に換算した額
- (3) 公有財産等売却システムにより行う一般競争入札又はせり売りにより締結する契約 予定価格

(4)前3号に掲げるもの以外の契約 契約金額

(契約保証金の納付の免除)

第104条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。